

宇都宮市、芳賀町及び宇都宮ライトレール株式会社からの
軌道運送高度化実施計画の認定申請に係る審議（第7回）

1. 日 時

平成28年9月8日（木） 10時30分～12時00分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）
松田英三、河野康子、根本敏則、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審理室 堀家、川崎、木村

4. 議事概要

- 事案処理職員から前回審議時の指摘事項等を踏まえて修正した答申案及び答申に付す要望事項案について説明を聴取した後、審理の結果、標記申請に係る軌道運送高度化実施計画については認定することが適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。